

資源集団回収ストックヤード設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民による資源物の集団回収（以下「集団回収」という。）を促進し、ごみ減量・リサイクルの意識醸成するため、集団回収に取り組む団体が行う資源物のストックヤードの設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、集団回収を実施する団体（実施を予定する団体を含む。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるものに係る経費の2分1以内の額とし、1ストックヤード当たり10万円を限度とする。

- (1) スtockヤードの設置、増設
- (2) 既設ストックヤードの改造及び改築
- (3) 既設ストックヤードの修繕

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資源集団回収ストックヤード設置等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) スtockヤードの設置等に要する経費の見積書の写し
- (4) スtockヤードの設置の場合、設置場所の位置図及び現況写真
- (5) 既設ストックヤードの改造等の場合、当該ストックヤードの現況写真
- (6) スtockヤードの設置又は既設ストックヤードの増設の場合、公図の写しのほか、土地所有者の承諾書又は土地等の占用許可証の写し
- (7) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、資源集団回収ストックヤード設置等補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに資源集団回収ストックヤード設置等補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）

- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 完成写真
- (4) 当該経費の領収書
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定による検査の結果、補助金交付の決定の内容に適合すると認めたときは、会長は速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行す